

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	特例地域密着型介護予防サービス費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第54条の3第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない。 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成12年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成 年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求のあった日の翌日から起算して90日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成 年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部 ちゃーがんじゅう課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

(特例地域密着型介護予防サービス費の支給)

第54条の3 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例地域密着型介護予防サービス費を支給する。

- 1 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急
その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービスを受け
た場合において、必要があると認めるとき。
- 2 指定地域密着型介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その
他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を
有する居宅要支援被保険者が、指定地域密着型介護予防サービス以外
の地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた
場合において、必要があると認めるとき。
- 3 その他政令で定めるとき。